

子育てに適した広さや安全性を備え、かつ、子育て支援サービスの提供等を行う優良な賃貸住宅や分譲マンションを都が認定（既存住宅も対象）

- ・ 認定住宅の情報を都市整備局のホームページ等で広く提供
- ・ 区市町村と連携し、認定した賃貸住宅の整備・改修費への補助を実施

■ 主な認定条件

○ 立地に関する基準

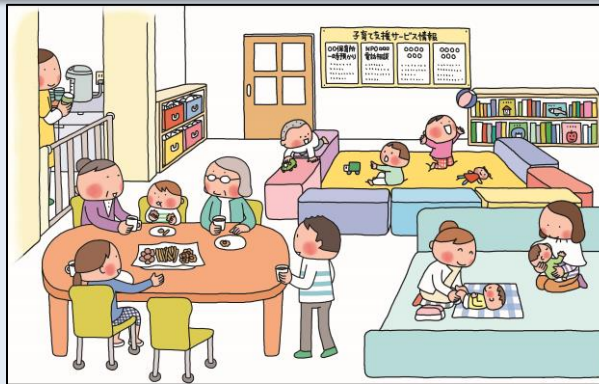


公園など遊び場が近くにある



地域活動が活発に行われている

○ 子育て支援施設等併設又はサービスの提供に関する基準



保育所、交流スペース、キッズルーム等の併設



子育て相談サービス等の提供

○ 建物整備に関する基準

住戸専有面積 5 0㎡以上



床・戸境壁の遮音性の確保

指挟み防止カバー

コーナーカバー

対面式キッチン、チャイルドフェンス

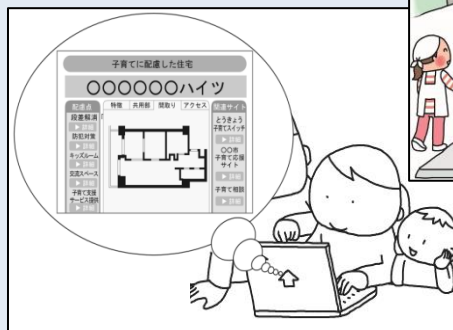
シャッター付きコンセント

サーモスタット式水栓
(火傷防止カバー付き)

防音対策、家事のしやすさへの配慮、事故防止のための措置

○ 管理・運営に関する基準

入居者募集時の適切な情報提供
子育て世帯の優先入居



居住者同士・地域交流機会の創出